

地方交付税法等の一部を改正する法律

(平成一六年三月三十一日法律第一八号)

一、提案理由(平成一六年二月二四日・衆議院総務委員会)

○麻生国務大臣　ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案並びに所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその趣旨につきまして御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十七年度及び平成十八年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例を設けるほか、平成十六年度から平成十八年度までの間に限り、地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成十六年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額、交付税特別会計借入金及び同特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払い額を控除した額十六兆八千八百六十一億円とすることといたしております。

次に、平成十六年度から平成十八年度までの間に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計におきます借入金の償還を平成二十二年度以降に繰り延べるとともに、平成十七年度及び平成十八年度における一般会計から同特別会計への繰り入れに関する特例を設ける等の改正を行うこととしております。

また、平成十六年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、算定の簡素化を図る観点から、補正係数の見直しを行うこととしております。

あわせて、平成十六年度から平成十八年度までの間に限り、地方団体は、地方財政法第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に充てるため、地方債を起こすことができるものとする旨の特例を設けます。また、平成十六年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに係る地方公共団体の減収額を埋めるために、国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として税源移譲予定特例交付金の創設を図ることとしております。

さらに、地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成十六年度においても適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをよろしくお願い申し上げます。
二、衆議院総務委員長報告（平成一六年三月五日）

○佐田玄一郎君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各案の要旨について申し上げます。

……………（略）……………

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、所要の地方交付税総額を確保するための特例措置を講ずるとともに、税源移譲予定特例交付金の創設等を行うものであります。

以上の三案につきましては、去る二月十九日本委員会に付託され、同月二十四日麻生総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、同月二十六日及び三月二日に質疑を行い、これを終局いたしました。本日三案について討論の後、順次採決いたしましたところ、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

また、委員会において、地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○決議（平成一六年三月五日）

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平一六法一七）の決議と一括して掲載）

三、参議院総務委員長報告（平成一六年三月二六日）

○景山俊太郎君　ただいま議題となりました四法案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十七年度及び平成十八年度における一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例を設けるほか、平成十六年度から平成十八年度までの間に限り、地方債の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用の改正等を行うおとするものであります。

委員会におきましては、三法案を一括して議題とし、今後の三位一体の改革の全体像の早期具体化、地方団体の意見を三位一体改革に反映する必要性、地方交付税大幅削減の根拠、課税自主権の重要性、国庫補助負担金の廃止、縮減の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して小川敏夫委員、日本共産党を代表して宮本岳志委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ三法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、三法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。